

生産緑地買取申出必要書類一覧

<生産緑地法第 10 条に基づく買取申出>

		必要書類	備考
すべての方が必要	①	生産緑地買取申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「申出をする者」は<b>所有権者（共有名義の場合は全員）の記名・押印（実印）</b>が必要です</li> <li>・所有権者が同一の生産緑地については、1 枚の用紙にまとめて記入することが可能</li> </ul>
	②	印鑑登録証明 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>必要書類①と⑤に押印した全員の印鑑登録証明</b>が必要です</li> <li>・発行 3 ヶ月以内、複数筆に対して 1 部で可</li> </ul>
	③	土地登記事項証明書 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の法務局で発行 (岸和田支局：上野町東 24 番 10 号)</li> <li>・発行 3 ヶ月以内、1 筆ごとに 1 部必要</li> </ul>
	④	当該生産緑地の区域を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2500 地図（都市計画課で販売可）に赤線で囲み生産緑地の位置を記入してください</li> </ul>
該当する場合に必要	⑤	所有権以外の権利の消滅について ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小作権、抵当権等が設定されている場合、<b>記名・押印（実印）</b>が必要です</li> </ul>
	⑥	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権者以外が持参する場合、<b>所有者 1 名の記名・押印（実印）による委任状</b>（複数筆に対して 1 部で可）を添付</li> </ul>
	⑦	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて添付書類をお願いする場合があります</li> </ul>

※1 取寄せて頂く書類②、③において、所有権者等の住所が違う場合は、住所変遷を確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）の添付をお願いします。

※2 電線路の設置等のための地役権については記載不要です。相続税等の納税猶予にかかる税務署の抵当権についても記載不要ですが、納税猶予の取り扱いについては事前に税務署へご確認ください。

\* 申出基準日前に買取申出ができるのは、主たる従事者が死亡した場合、または農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に限りです。死亡または故障により買取申出をする場合には、上記のほかに必要な書類がありますので、まずは都市計画課までご相談ください。

\* 買取申出により制限解除された際には、周辺生産緑地の営農環境の保全にご配慮いただきますようお願いいたします。

その他申出に際してご不明な点については、岸和田市都市計画課  
[電話072(423)9629] までお問い合わせ願います。